

宮城県サッカー場内行為使用・占用使用（教育財産の目的外使用）取扱要綱

令和元年10月1日現在

1 行為使用

宮城県サッカー場内で実施される、物品等販売行為や写真撮影、TV撮影・ラジオ放送及び広告看板等の掲示、駐車場独占利用などについては宮城県教育委員会の許可により実施することが可能です。

条 例 : 総合運動場条例 第十条

内 容 : 販売行為を行う場合や、イベント時の駐車場独占利用、TV撮影、広告等を実施する場合。

使用料 : 第十二条

区分	使用料の額	
	販売	販売員1人1日につき
業として行う写真撮影	写真機1台1日につき	500円
業として行う映画撮影	1日につき	34,700円
ラジオ放送	その他公園施設 1日につき	2,500円
テレビジョン放送	その他公園施設 1日につき	6,900円
独占利用	1平方メートル1日につき	4円
広告	1平方メートル1日につき	1,000円

2 占用（教育財産の目的外使用）

条 例 : 教育財産管理規則 第七条・第八条

内 容 : 販売や催事等で有料公園施設外（施設利用料金が設定されている建物以外の場所）に仮設工作物等を設置して土地等を一時使用する場合。
（屋外に販売用仮設テントの設置等を行う場合）

※ 販売や興業等の行為の実施のために、建物外にテント・プレハブ小屋・キッチンカー等を設置するような場合をいう。

使用料 : 宮城県所管課にお問い合わせください

< 販売関係の申請例 >

宮城県サッカー場（大会）イベント時の販売行為の場合

日数 : 2日、販売員 : 3名、内容 : 飲食物とスポーツ用品関係の販売

仮設テント : 屋外に3.55m×5.31m×2張り設置

申請 : 行為許可申請書・教育財産使用許可申請書

行為使用料 2日×3名×600円=3,600円

占用使用料 宮城県所管課にお問い合わせください

第十四条 使用料の免除

基本的に営利目的および営業行為、商行為を実施する内容において減免は無いものとして考えてください。(宮城県所管課見解)

※ 公園施設内の行為・占用等については、指定管理者が宮城県に代わり行政許可手続きの代行を行っているもので、申請内容の打合せで不明な場合は教育庁スポーツ健康課管理調整班までお問い合わせいただきたく存じます。

宮城県教育庁スポーツ健康課 TEL 022-211-3662
FAX 022-211-3796